

各位

令和7年2月14日

ご 説 明

琉球ワークス株式会社

代表取締役 岩 月 昭 雄

早速ではございますが、当社が令和6年10月4日に「TULIP」「Jef」「シママース」「キングタコス」の商標を出願しましたことに対し、デニッシュクラウン・ジャパン株式会社様、ジェフ沖縄株式会社様、株式会社青い海様、及び有限会社メランジェ様（以下、あわせて申入社様といいます）より、特許庁に対し情報提供がなされるとともに、当社に対し異議の申入れがされています件につき、以下のとおり説明いたします。

まず当社が、「TULIP」「Jef」「シママース」「キングタコス」の商標を出願するに至った経緯及び理由について説明させていただきます。

当社は平成27年に設立され、これまでT-シャツや土産物といった各種グッズの開発及び販売を行って参りました。当社の扱う商品は全て沖縄をテーマにしたものばかりで、沖縄の地が元気に発展することの一助となることを願って、事業を行ってきました。また当然のことながら、当社が他の企業様の商品や商標をモチーフにした商品を開発・販売するにあたっては、事前にその企業様と正式にライセンス契約を取り交わしておりました。

しかし残念ながら、当社の取り扱うグッズ類の市場には正式なライセンスを取得していない違法な商品が多数出回り、無法地帯ともいえるべき状態になっております。

当社は、2年ほど前から、上記申入社様のうち数社の方との間で、商品の企画・販売の商談をさせていただき、その際には商標登録のご提案をさせていただいておりましたが、具体化しないままとなっていました。また、当社が相談しております弁理士事務所によりますと、「TULIP」や「Jef」といった商標が他社ですでに登録されているといった状況にありました。

そこで当社としましては、まずは当社にて商標登録の出願を行い、登録がされた後にあらためて申入社様と商談をさせていただき、正式にライセンス契約を締結の上、グッズ販売等の仕事をさせていただきたい、と考えていたところです。

申入社様の代理人弁護士からの書面には、「通知会社らの各ブランドは、沖縄

県内外を通じた企業努力の結果として、消費者の皆様にご認識していただいているものであり、貴社が、安易に当該各ブランドを利用することなど認められません。」と記載されておりました。

しかし、上記のとおり当社としましては、申入社様の了解を得ずに当該ブランドを不正使用することなどは全く企図しておらず、あくまでも申入社の了解のもと、コラボレーションした商品を企画・販売し、もって双方の利益にかなうことができるものと考えていたところでした。

次に今後の対応について、当社の考えを説明させていただきます。

当社としましては、申入社様のご意向に反して本件を進めることは全く本意とするところではありません。そこで、早急に弁理士事務所等専門家の方と相談のうえ、出願取下げの手続きを取りたいと考えております。

かかる方針につきましては、すでに申入社様の代理人弁護士宛にご連絡をしたところでございます。

最後になりましたが、今回の件で申入社様には大変ご迷惑をお掛けしてしまい誠に申し訳ありませんでした。また、当社がお取引等させていただいております会社様、業者様等にもご心配をお掛けしてしまい、申し訳ありませんでした。

私自身、今回の件であらためてコンプライアンスの重要性を痛感し、反省をしているところです。今後も引き続き、沖縄の地が元気に発展するよう努力をしていきたいと考えております。引き続きご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

以上